

○学校法人渡辺学園公益通報に関する規程

(平成 23 年 4 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法に基づき、学校法人渡辺学園（以下「法人」という。）における公益通報及び相談の処理（以下「通報等」という。）並びに通報者又は相談者（以下「通報者等」という。）の保護に関する必要事項を定め、法令若しくは法人の諸規程に違反する行為等（以下「不正行為等」という。）を早期に発見・是正し、法人の公正性を確保して法人の発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 公益通報とは、次項に定める通報者等が、法人の業務において組織的又は個人的な不正行為等が発生し、又は発生するおそれがある旨を第 3 条に規定する窓口に通報及び相談することをいう。

2 通報者等とは、次の各号に定める者をいう。

(1) 法人の役員、教職員（非常勤者を含む）及び労働者派遣契約その他契約に基づいて法人の業務に従事する労働者（以下「教職員等」という。）

(2) 法人の設置する学校の学生、科目等履修生、研究生及び生徒（以下「学生等」という。）

(窓口)

第 3 条 通報等に対し、迅速かつ適切な対応を行うため、内部監査室に窓口を置く。

2 内部監査室以外の部署等に通報等があった場合には、速やかに内部監査室に取り継ぐものとする。

3 前条第 2 項で定める公益通報者以外からの通報等及び第 4 条に定める方法以外の通報等については、内部監査室において受理の可否を判断する。

(通報等の方法)

第 4 条 通報等は、原則として、氏名及び連絡先を明らかにした上で、面談又は電子メール、ファクシミリ、書面、電話等の方法により行う。

(禁止事項)

第 5 条 通報者等は、不正利益を得る目的、法人又は第三者に損害を加える目的その他誹謗中傷等の目的（以下「不正目的」という。）をもって、通報等を行ってはならない。

2 前項に規定する不正目的の公益通報を行った者については、就業規則及び学則等の法人諸規程に基づき、必要な処分や措置を講じることができる。

(相談への対応)

第 6 条 内部監査室は、相談を受けたときは、その内容について迅速かつ適切に対応しなければならない。

(通報への対応)

第 7 条 内部監査室は、通報を受けたときは、その内容について迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 内部監査室長は、通報について直ちに理事長に報告しなければならない。

- 3 内部監査室は、通報の取扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部に意見を求めることができる。
- 4 理事長は報告に基づき、通報に係る事実関係調査実施の可否を決定する。また、理事長は調査実施を可とした事案について、調査開始までの間、必要に応じて研究費等の使用停止を命ずることができる。
- 5 内部監査室長は、当該通報者に対し、調査実施の有無を通知しなければならない。また、調査を実施しないときは、その理由を通知しなければならない。
- 6 ハラスメントに関する通報等については、「学校法人渡辺学園ハラスメント防止等規程」に基づき対応する。

(委員会の設置)

第8条 前条第4項において事実関係調査の実施が決定したときは、内部監査室長は必要に応じ調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第9条 委員会は次の各号に掲げる者をもって構成し、内部監査室長が委員長となる。

- (1) 常務理事
- (2) 内部監査室長
- (3) 総務部長
- (4) 財務部長
- (5) その他、委員長が必要と認めた者

(調査の実施)

第10条 委員会は通報された事実関係について、書類調査、実地調査、聴き取り調査及びその他の適切な方法により調査を行う。

- 2 調査を行うために、必要に応じて小委員会を設置することができる。
- 3 内部監査室長から、通報に係る事実関係の調査協力を求められた部署は、正当な理由がある場合を除いて、通報された事実関係について、書類調査、実地調査、聴き取り調査、その他の適切な方法により協力しなければならない。

(小委員会)

第11条 前条第2項に規定する小委員会は、通報された事実関係によって、その都度委員会が構成員を決定する。

(遵守事項)

第12条 内部監査室長及び委員会委員はその職務の遂行に当たって、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 常に公平不偏の態度を保持し、調査を実施すること。
- (2) 通報者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (3) 調査対象部署や調査対象者の業務遂行に重大な支障を与えないこと。
- (4) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと。その職を辞した後についても、同様とする。

2 内部監査室長及び委員会委員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(報告)

第 13 条 内部監査室長は、通報等の事案処理に当たっては、その状況を理事長に報告しなければならない。

(是正措置等の実施)

第 14 条 理事長は、前条の報告により、対処の必要性を認めた場合、速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

2 理事会は、前条の報告により、不正行為等が明らかになった場合は、当該不正行為に関与した教職員に対して、就業規則等の法人諸規程に基づき、必要な処分や措置を講じることができる。

(不正取扱いの禁止)

第 15 条 法人は、通報等を行ったことを理由として、当該通報者等に対し解雇、減給、派遣契約の解除その他不利益な取扱いを行ってはならない。

2 前項において、不正目的をもって通報等を行った場合は、この限りではない。

(軽減措置)

第 16 条 法令違反等を行っていた者が、委員会がその調査を開始する前に、自ら通報を行った場合は、当該通報者の処分を免除、又はその程度を軽減することができる。

(通知)

第 17 条 内部監査室長は、当該通報者に対して、当該通報対象事実の有無、法令違反等不正行為が明らかになった場合の是正措置等を速やかに通知しなければならない。

(事後確認)

第 18 条 内部監査室は、当該通報の是正措置等を実施後、次の事項を確認しなければならない。

(1) 法令違反行為の再発がないこと。

(2) 是正措置及び再発防止策が機能を果たしていること。

(3) 通報者への不利益な取扱いがないこと。

(事務)

第 19 条 この規程に関する事務は、内部監査室が担当する。

(規程の改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、理事会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。